

議案第 3 1 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
改正について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
を改正する条例

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第
1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 4 条の次に次の 1 条を加える。

（技術管理者の資格）

第 4 4 条の 2 法第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次の各号の
いずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化
学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に
限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）で
あって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有
するもの
- (3) 2 年以上法第 2 0 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(理)学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(理)学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
- 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。